

# 定期監査結果報告書

## 1. 監査の概要

- (1) 監査対象課 会計課・議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局
- (2) 監査実施期間 平成22年1月12日～平成22年3月23日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成21年度、平成21年4月1日から平成21年12月31日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

## 2. 監査の結果

監査対象部局の平成21年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

### (1) 各課の監査項目及び着眼点

#### 【会計課】

(歳出)

監査項目 現金盗難保険料

着眼点 支出負担行為は適正に行われているか。  
支出決定は、正当な権限者によって行われているか。

#### 【議会事務局】

(歳出)

監査項目 声の高石議会だより発行業務委託料

着眼点 契約の相手方の選定は適正か、また契約手続きは適正か。  
委託内容の履行は適正に行われているか。  
委託料の支出は、委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。

#### 【選挙管理委員会事務局】

(歳入)

監査項目 国民投票費委託金

着眼点 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。  
調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 国民投票システム開発業務委託料

着 眼 点 委託の相手方及び選定方法は適切か。  
委託料の算定根拠は合理的な基準に基づき行われているか。

【監査委員事務局】

(歳出)

監査項目 負担金補助及び交付金

着 眼 点 負担金の算出は合理的な基準により行われているか。  
負担金の支出は適正に行われているか。

【公平委員会事務局】

(歳出)

監査項目 負担金補助及び交付金

着 眼 点 負担金の効果は確認されているか。また、整理すべきものはないか。  
実績報告の確認は行われているか。

(2) 各課の監査結果

【会計課】

(歳出)

監査項目 現金盗難保険料

着 眼 点 支出負担行為は適正に行われているか。  
支出決定は、正当な権限者によって行われているか。

予算現額	支出済額(12月末現在)
139,562 円	139,561 円

市が取り扱う公金が日本国内において輸送中および保管中に事故によって損害が発生した場合に備え、保険加入している。

前年度までは民間火災保険会社の動産総合保険に加入していたが、当該年度からは公金の取り扱い、対象となる損害が幅広く、全国で488市が加入している全国市長会の公金総合保険に加入している。

この保険において対象となる事故は、火災、爆発等による損害、盗難、強盗、引ったくりによる損害、台風、洪水による損害等で、対象となる公金の範囲は市が取り扱う一般会計および特別会計の収入金または支払い金。その他市が公金に準じて取り扱う歳計外現金等。市職員および市の委託を受けた集金者が個別に徴収した各種税金、保険料、保育料、各種事務手数料および施設使用料等。支払いのための保管中の現金等である。

支出負担行為については、平成21年3月26日に全国市長会の公金総合保険に加入す

る旨起案し、平成21年3月27日に企画課長の決裁を得ている。また、平成21年4月1日起票の支出負担行為兼支出命令書により、決裁権者である企画課長の決裁を得て支出しており、支出負担行為、支出決定は、いずれも適正に処理されていた。

なお、保険料の算出方法は人口によって4段階に区分されており、本市は20万人以下の都市に区分され、平成21年3月1日現在の人口に基づいて計算されている。

保険料計算式

人口区分 200,000 人まで・・・人口 60,679 人×2.3 円 = 保険料 139,561 円

【議会事務局】

(歳出)

監査項目 声の高石議会だより発行業務委託料

着 眼 点 契約の相手方の選定は適正か、また契約手続きは適正か。

委託内容の履行は適正に行われているか。

委託料の支出は、委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。

予算現額	支出済額(12月末現在)
220,000 円	132,000 円

議会事務局は、高石市議会の活動状況を市民にお知らせするため「たかいし議会だより」を発行している。本業務は、視覚障がいのある方々にもその情報をお知らせするために「声のたかいし議会だより」を発行している。声のたかいし議会だよりは、たかいし議会だよりの内容をカセットテープに録音し、市内在住の視覚障がいのある方で希望される方々に送付している他、市立図書館本館・分館及びふれあいゾーン複合センターにも各2本備え、貸出サービスも行っている。

この業務は平成4年11月より実施しており、発行は5月、8月、11月、2月と1月の新年号で年間5回となっている。

委託先は、市内唯一の視覚障害者団体で、業務の一環でもある発送業務も速やかに行えることから下記の団体に委託している。また、契約方法は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、見積書徴取のうえ随意契約を締結している。

この業務委託料について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、契約手続き及び経費の支出手続きは適正に処理されていた。

なお、本業務は、地域生活支援事業の補助金交付対象業務であり、契約金額の75/100(国50/100(110,000円)、大阪府25/100(55,000円))が補助金として市に交付される予定であり、高齢介護・障害福祉課が市の窓口となっている。

契 約 先 高石市視覚障害者福祉会  
 契 約 年 月 日 平成21年4月1日  
 契 約 履 行 日 平成21年4月1日から平成22年3月31日  
 契 約 保 証 金 高石市契約規則第46条第6号の規定により免除  
 契 約 金 額 220,000円(毎回均等払い)

発行月	請求日	支払日	支払額
5月	5月1日	5月22日	44,000円
8月	8月6日	8月21日	44,000円
11月	11月6日	11月20日	44,000円

業務検査終了後、支払請求書受領日後30日以内の支払

【選挙管理委員会事務局】

(歳入)

監査項目 国民投票費委託金

着眼点 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。  
調定の時期及び手続きは適正か。

予算現額	調定額	収入済額(12月末現在)
6,321,000円	0円	0円

本委託金は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正に際し、国民の承認に係る投票に関する手続きを定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続きの整備を行うために制定された「日本国憲法の改正手続に関する法律」(以下、「国民投票法」という。)が平成22年5月18日に施行されることに伴い、国民投票が実施された場合に必要となる国民投票法第20条に規定される投票人名簿を調製するために必要となる、新たな投票人名簿システムの構築費用として交付を受けるものであり、2か年に亘る事業である。

本年度の委託金の交付額については、総務省より投票人名簿システム構築費用の全体経費のうち65%相当分の費用を交付するとされたものである。

交付申請手続きについては、投票人名簿システム構築交付金交付要綱(以下、「要綱」という。)に定められ、主な流れとして 要綱第12条により対象事業の完了の日から起算して30日以内、又は交付金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれかの早い日までに実績報告書を提出 審査の後、交付金確定通知を受領 交付金の支払いの受領となる。

決裁行為及び関係書類等を監査した結果は以下のとおりであり、いずれも適正に処理されていた。

交付申請 平成21年6月2日

交付決定通知 平成21年7月14日

なお、交付金事業(システム構築)完了予定は平成22年3月31日である。

(歳出)

監査項目 国民投票システム開発業務委託料

着眼点 委託の相手方及び選定方法は適切か。  
委託料の算定根拠は合理的な基準に基づき行われているか。

予算現額	支出済額(12月末現在)
6,321,000 円	0 円

本委託業務は、国民投票法第20条に基づく投票人名簿対象者の要件が現行の選挙人名簿の要件と異なるため、既存システムを改修し新たなシステムを構築するものである。

本業務は、国民投票用期日前投票・不在者投票管理システムプログラム開発業務及び投票人名簿用データ作成プログラム開発業務に分類される。

各業務においては、市町村において投票人名簿の調製を行う上で必要となるシステムの基本要件をまとめた投票人名簿システムにかかる要件定義書(以下「要件定義書」という。)に則った処理が求められているところである。

いずれの業務についても、要件定義書により既存システムを改修することを要件とされていることから、委託の相手方については既存のシステムを構築した業者以外では開発が困難であることより、それぞれ随意契約したものである。

本業務委託料について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果は以下のとおりであり、いずれも適正に処理されていた。

#### 国民投票用期日前投票・不在者投票管理システムプログラム開発業務

契約業者名 株式会社ムサシ大阪支店  
 契約年月日 平成21年7月17日  
 契約履行期間 契約日から平成22年3月31日  
 契約保証金 高石市契約規則第46条第3号の規定により免除  
 契約金額 1,806,000 円

#### 国民投票用投票人名簿用データ作成プログラム開発業務

契約業者名 株式会社南大阪電子計算センター  
 契約年月日 平成21年7月23日  
 契約履行期間 契約日から平成22年3月31日  
 契約保証金 高石市契約規則第46条第3号の規定により免除  
 契約金額 4,462,500 円

#### 【監査委員事務局】

(歳出)

監査項目 負担金補助及び交付金

着眼点 負担金の算出は合理的な基準により行われているか。  
 負担金の支出は適正に行われているか。

予算現額	支出済額(12月末現在)
112,000 円	48,500 円

監査委員事務局における各委員会会費等は次のとおりである。

- ・全国都市監査委員会会費 28,000円  
算定基準 全国都市監査委員会会則第18条により、均等割額(13,000円)及び人口(最近の国勢調査による。以下同様。)から計算した人口割額(5万以上10万未満：15,000円)を根拠として徴収している。
- ・近畿地区都市監査委員会会費 10,000円  
算定基準 近畿地区都市監査委員会会則第10条により、人口から計算した均等割額(30万未満：2,000円)及び、監査委員定数割額(1人4,000円：8,000円)を根拠として徴収している。
- ・大阪府都市監査委員会会費 9,000円  
算定基準 大阪府都市監査委員会会則第12条により、人口から計算した人口割額(10万未満の都市：9,000円)を根拠として徴収している。
- ・大阪府都市監査委員会総会・研修会出席者負担金 1,500円  
算定基準 大阪府都市監査委員会会則第12条により、39団体の監査委員定数及び事務局職員の計140人を根拠として積算予算化し、平成21年度から総会と研修会を同時開催して経費の削減を図っている。
- ・泉州都市監査委員協議会会費 30,000円  
算定基準 泉州都市監査委員協議会会則第15条により均等割額(10,000円)及び監査委員定数割額(1人10,000円：20,000円)を根拠として徴収している。  
なお、今年度については、相応の繰越金があるため徴収はされていない。

負担金等の名称	予算現額	支出済額
全国都市監査委員会会費	28,000円	28,000円
近畿地区都市監査委員会会費	10,000円	10,000円
大阪府都市監査委員会会費	9,000円	9,000円
大阪府都市監査委員会総会・研修会出席者負担金	7,500円	1,500円
泉州都市監査委員協議会会費	30,000円	0円

これらの委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ること及び、都市監査委員相互の意思の疎通や連絡を密にし、研修会等の開催、調査研究資料等の発表交換を行なうことを目的としており、全国都市監査委員会をはじめとして、地区別に結成されている。

#### 全国都市監査委員会

北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州の各地区都市監査委員会を構成する都市(会員都市の加入する一部事務組合等を含む。)の監査委員で組織(会員数777市、21組合等)

#### 近畿地区都市監査委員会

滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山及び兵庫の各府県の都市(市の加入する一部事務組合等を含む。)の監査委員で組織(会員数 109 市、12 組合等。)

#### 大阪府都市監査委員会

大阪府各都市(市の加入する一部事務組合等を含む。)の監査委員で組織(会員数 33 市、6 組合等。)

#### 泉州都市監査委員協議会

堺市以南の都市(市の加入する一部事務組合等を含む。)の監査委員で組織(会員数 9 市、1 組合。)

上記会費及び負担金について決算資料、請求書、支出関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

#### 【公平委員会事務局】

(歳出)

監査項目 負担金補助及び交付金

着眼点 負担金の効果は確認されているか。また、整理すべきものはないか。  
実績報告の確認は行われているか。

予算現額	支出済額(12月末現在)
102,000 円	62,000 円

負担金等の名称	予算現額	支出済額
全国公平委員会連合会	53,000 円	35,000 円
全国公平委員会連合会近畿支部	28,000 円	12,000 円
大阪府公平委員会連合会	12,000 円	10,000 円
大阪府公平委員会連合会南部ブロック協議会	9,000 円	5,000 円

公平委員会連合会組織は、公平委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事公平制度の円滑な運営を図り、もって公正な人事行政の確立に寄与することを目的としている。

全国公平委員会連合会規約において、各支部、都道府県公平委員会連合会を置くこととなっており、本市は、「全国公平委員会連合会近畿支部」及び「大阪府公平委員会連合会」に属している。

大阪府公平委員会連合会は、府内の地方公共団体に設置する公平委員会によって構成され、府下 33 都市のうち、人事委員会設置の大阪市・堺市を除く 31 都市及び 3 の一部事務組合が加入している。また、連合会内には、3 つのブロックを定め、会長・会計監査を輪番制にて選出する。なお、選出された会長都市は、全国公平委員会連合会及び全国公平委員会連合会近畿支部の理事に選任される。

大阪府公平委員会連合会南部ブロック協議会は、高石市以南の 8 都市で構成されてい

る。

上記の各会において、人事・公平制度に関する調査、研究及び資料収集等が実施され、会員間で各種の情報が共有されるなど人事・公平事務執行における効果が認められる。

また、各会は全国公平委員会連合会を頂点とする連絡体制が確立した組織として機能している。

実績報告は各会総会に出席し、収支決算報告書を入手のうえ確認している。

上記負担金について決算資料、請求書等支出関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

### 3. 監査委員の質問事項

#### 【会計課】

資金の前渡しの方法及び管理について

#### 【議会事務局】

議長交際費の支出方法について

#### 【選挙管理委員会事務局】

衆議院議員選挙の選挙費について